

---

富士・東部広域環境事務組合  
(仮称) 広域ごみ処理施設整備・運営事業  
に 係 る 見 積 等 調 査  
見 積 提 案 書 提 出 要 項

---

令和8年2月

富士・東部広域環境事務組合

富士・東部広域環境事務組合（仮称）広域ごみ処理施設整備・運営事業に係る見積等調査  
見積提案書提出要項

目 次

---

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 第1章 本見積実施の目的 .....               | 1  |
| 第2章 対象事業の概要 .....                | 2  |
| 1 事業名称 .....                     | 2  |
| 2 事業予定地 .....                    | 2  |
| 3 対象施設 .....                     | 2  |
| 4 事業方式 .....                     | 2  |
| 5 事業期間等 .....                    | 2  |
| 6 業務範囲 .....                     | 3  |
| 7 事業者の収入（組合からの支払分） .....         | 4  |
| 8 エネルギー回収型廃棄物処理施設の余熱利用について ..... | 4  |
| 9 本施設から発生する副生成物の取扱いについて .....    | 4  |
| 10 官民のリスク分担 .....                | 5  |
| 11 モニタリング .....                  | 5  |
| 第3章 見積提案に関する事項 .....             | 6  |
| 1 本見積実施スケジュール .....              | 6  |
| 2 本見積の参加資格要件等 .....              | 6  |
| 3 見積提案書等の提出に関する手続 .....          | 6  |
| 4 見積提案書提出に関する留意事項 .....          | 9  |
| 第4章 提出資料 .....                   | 11 |
| 【別紙1】本事業における事業スキーム例 .....        | 13 |
| 【別紙2】官民のリスク分担（案） .....           | 14 |
| 【別紙3】単価表 .....                   | 16 |

---

## 第1章 本見積実施の目的

富士・東部広域環境事務組合（以下「組合」という。）は、広域ごみ処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設及びマテリアルリサイクル推進施設。以下「本施設」という。）の整備・運営事業（以下「本事業」という。）について、設計・建設から運営までを一括して発注するD B O方式（Design：設計、Build：建設、Operate：運営）により実施する。

「富士・東部広域環境事務組合（仮称）広域ごみ処理施設整備・運営事業に係る見積等調査」（以下「本見積」という。）は、本事業の実施にあたり、次に掲げる事項を目的として実施するものである。

- ① 事業費確定のための見積微取
- ② 事業者募集資料作成のための情報収集
- ③ 見積参加者が本事業の入札参加にあたり必要となる要件を満たすことの確認

「富士・東部広域環境事務組合（仮称）広域ごみ処理施設整備・運営事業に係る見積等調査 見積提案書提出要項」（以下「提出要項」という。）は、組合が本見積への参加を希望する事業者（以下「見積参加希望者」という。）に対し、本見積における見積提案書を作成する際の指針として配付するものである。本見積への参加を認められた事業者（以下「見積参加者」という。）は、提出要項の内容を踏まえ、本見積に必要な書類を提出するものとする。また、見積参加者に対して、以下に示す資料を後日配付する。これらも提出要項と一体の資料とし、「提出要項等」と定義する。

- ・富士・東部広域環境事務組合（仮称）広域ごみ処理施設整備・運営事業に係る見積等調査 見積要求水準書（添付資料も含む）（以下「見積要求水準書」という。）
- ・富士・東部広域環境事務組合（仮称）広域ごみ処理施設整備・運営事業に係る見積等調査 様式集（以下「様式集」という。）

本見積に係る提案書は、上記に示す見積要求水準書に基づき作成するものとする。なお、見積要求水準書は、本見積のためのものであり、今後の検討により、内容が変更される場合がある。

本見積に係る提案書は、組合から公にしないことを条件に、可能な範囲で記載すること。  
また、本見積への参加が本事業の入札に参加する要件となることに留意すること。

## 第2章 対象事業の概要

### 1 事業名称

富士・東部広域環境事務組合（仮称）広域ごみ処理施設整備・運営事業

### 2 事業予定地

山梨県南都留郡西桂町小沼米倉及び富士吉田市上暮地五名米倉地内

詳細は、見積要求水準書に示すとおりである。

### 3 対象施設

対象施設等は、以下のとおりとし、詳細は見積要求水準書を参照すること。

- ・エネルギー回収型廃棄物処理施設（処理方式：焼却方式ストーカ式）
- ・マテリアルリサイクル推進施設（粗大ごみ処理施設・資源化施設）

### 4 事業方式

本事業は、D B O方式により実施する。

組合は、本施設の設計・建設及び運営に係る資金を調達し、本施設を所有する。

なお、本施設の設計・建設業務については、循環型社会形成推進交付金等の対象事業として実施する。

落札者の構成員、協力企業及び特別目的会社（落札者の構成員の出資により、本事業を実施する目的で出資・設立される特別目的会社（S P C。）を選定事業者（以下「事業者」という。）として、組合の所有となる本施設の設計・建設及び運営に係る本事業を一括して行うものとする。事業スキームについては、「【別紙1】本事業における事業スキーム例」を参照すること。

### 5 事業期間等

事業期間等は、以下のとおりである。

|         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 事業期間    | ：特定事業契約締結日から令和34年（2052年）3月31日まで        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 設計・建設期間 | ：特定事業契約締結日から令和14年（2032年）3月31日まで        |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 運営期間    | ：令和14年（2032年）4月1日から令和34年（2052年）3月31日まで |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

| 年度      | 2027<br>(R9)  | 2028<br>(R10) | 2029<br>(R11) | 2030<br>(R12) | 2031<br>(R13) | 2032<br>(R14)    | 2033<br>(R15) | ・・・     | 2049<br>(R31) | 2050<br>(R32) | 2051<br>(R33) |
|---------|---|---------------|---------------|---------------|---------------|------------------|---------------|---------|---------------|---------------|---------------|
| 設計・建設期間 | 1年目   | 2年目           | 3年目           | 4年目           | 5年目           |                  |               |         |               |               |               |
| 運営期間    |   |               |               |               |               | 1年目              | 2年目           | ・・・     | 18年目          | 19年目          | 20年目          |
| 設計・建設業務 | 2027年7月<br>契約締結<br>▼<br>造成工事着工<br>(令和9年度内)<br>▽<br>本施設設計・建設期間 |               |               |               |               | 本施設<br>供用開始<br>▼ |               |         |               |               |               |
| 運営業務    |   |               |               |               |               |                  |               | 本施設運営期間 |               |               |               |

## 6 業務範囲

事業者が行う本事業の業務範囲は以下に示すとおりとする。なお、具体的な業務の範囲については、見積要求水準書を参照すること。

### (1) 設計・建設業務

#### ア 設計・建設業務

本施設建設工事の設計・建設業務

#### イ その他関連業務

循環型社会形成推進交付金等申請を含む許認可申請に係る資料作成及び支援（関連機関との協議を含む。また、現在、組合では循環型社会形成推進交付金に加え活用可能な公的補助等を検討しており、決定した際にはこれらの資料作成及び支援を含む。）ほか「ア 設計・建設業務」に関連して必要となる業務

### (2) 運営業務

#### ア 運営業務

本施設の運営業務

#### イ その他関連業務

本施設の運営業務に係る許認可申請に係る資料作成及び支援（関連機関との協議を含む。）ほか「ア 運営業務」に関連して必要となる業務

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律における技術管理者は、事業者の所属とし、施設の維持管理を行うとともに、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者については設計・建設業務の段階から事業者が配置するものとする。

事業者の業務範囲の概要を以下に示す。なお、事業者の業務範囲の詳細は、見積要求水準書を参照すること。

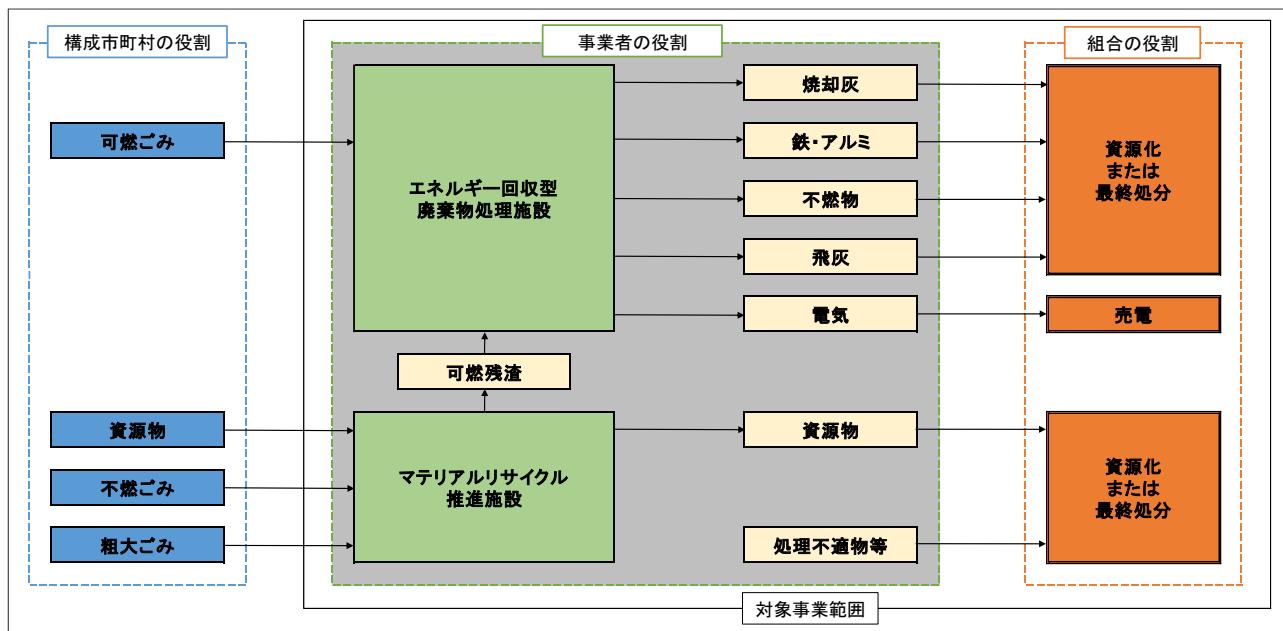


図 1 業務範囲の概要

## 7 事業者の収入（組合からの支払分）

本事業における事業者の収入は、以下の対価から構成される。なお、本施設で受け入れる一般廃棄物に係る廃棄物処理手数料は、組合の収入とする。

### (1) 設計・建設業務に係る対価

組合は、設計・建設業務に係る対価を特定事業契約に基づいて事業者に支払う。

### (2) 運営業務に係る対価

#### ア エネルギー回収型廃棄物処理施設運営業務委託料

組合は、エネルギー回収型廃棄物処理施設運営業務委託料については、変動費用（廃棄物搬入量に応じて変動）、固定費用及び各年度の補修業務に要する費用の構成で特定事業契約に基づいて事業者に支払う。

#### イ マテリアルリサイクル推進施設運営業務委託料

組合は、マテリアルリサイクル推進施設運営業務委託料については、変動費用（廃棄物搬入量に応じて変動）、固定費用及び各年度の補修業務に要する費用の構成で特定事業契約に基づいて事業者に支払う。

### (3) 物価変動等による対価の改定等

#### ア 物価変動等による対価の改定

運営業務に係る対価については、予め各費用に対応した物価変動等の指標を設定し、年1回改定の有無の確認を行い、改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、一定の割合（具体的には入札公告時に示す。）を超過する増減があった場合に改定を行うものとする。

また、設計・建設業務に係る対価については、国等からスライド条項の活用に係る通達等が出された場合で、事業者から申出等があった場合には、誠意をもって協議を行うものとする。

#### イ 消費税及び地方消費税の改正による改定

運営業務期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、組合の事業者への支払にかかる消費税及び地方消費税については、組合が改定内容にあわせて負担する。

#### ウ その他例外的な見直しについて

固定費用、変動費用を構成する費目のうち、「ア 物価変動等による対価の改定」による見直し方法が適当でないと組合が認めた費目については、組合と事業者が協議の上で別途見直し方法を定めるものとする。

## 8 エネルギー回収型廃棄物処理施設の余熱利用について

事業者は、エネルギー回収型廃棄物処理施設を運転することにより発生する余熱を利用して発電等を行い、本施設内で有効利用することとする。

なお、余剰電力は、電力会社等に売電を行うものとし、売電収入については、組合の収入とする。

## 9 本施設から発生する副生成物の取扱いについて

### (1) 資源物

本施設での処理に伴い発生する資源物については、本施設にて貯留し、組合の責任において資源化又は最終処分を行う。なお、資源物売却収入については、組合の収入とする。

## (2) 最終処分物

本施設から発生する焼却灰、飛灰、処理不適物等については、組合の責任において最終処分を行う。

# 10 官民のリスク分担

## (1) 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、組合と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の設計・建設及び運営対象施設の運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、組合が責任を負うものとする。

## (2) 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び組合と事業者との責任分担は、原則として「【別紙2】官民のリスク分担」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、入札公告時に特定事業契約書にて示すこととする。

# 11 モニタリング

組合は、契約に基づき提供される業務の実施状況を確認するため、次のとおり監視を行う。

## (1) 業務実施状況

組合は、事業者が提出する図面、報告書等により、事業者の業務実施状況を監視するとともに、随時、現地調査等による確認を行う。

## (2) 業務の改善勧告

組合は、事業者が特定事業契約書及び要求水準書を充足していないことが判明した場合、事業者に対し改善勧告を行い、一定期間内に、改善策の提出、実施を求めることができる。

組合は、事業者に対して改善勧告を行った場合、事業者に支払う業務の対価を減額することができる。

また、組合の改善勧告にもかかわらず、事業者が改善策を提出せず又は改善策を実行しない場合、組合は自ら改善を行い、その費用を事業者に求償することができる。

## (3) セルフモニタリング

事業者は、事業期間中、セルフモニタリングを行うものとする。詳細は、特定事業契約締結後、セルフモニタリング実施計画書を作成の上、組合に提出し、協議を行い、承諾を得るものとする。

### 第3章 見積提案に関する事項

#### 1 本見積実施スケジュール

本見積のスケジュールを次のとおり予定している。

表 1 スケジュール

|                              |  |
|------------------------------|--|
| 令和8年2月4日（水）                  | 提出要項の公表・配布開始                                   |
| 令和8年2月4日（水）<br>～令和8年2月10日（火） | <u>見積参加資格申請書類の提出</u>                           |
| 令和8年2月16日（月）                 | 見積参加資格確認結果の通知                                  |
| 令和8年2月16日（月）                 | 見積要求水準書等（見積要求水準書、見積要求水準書添付資料及び様式集をいう。以下同じ。）の配付 |
| 令和8年2月27日（金）                 | 提出要項等の内容に関する質問の受付〆切                            |
| 令和8年3月11日（水）                 | 提出要項等の内容に関する質問に対する回答                           |
| 令和8年4月20日（月）                 | <u>見積提案書の提出〆切</u>                              |
| 令和8年5月以降（予定）                 | 見積提案書に係るヒアリングの実施                               |

#### 2 本見積の参加資格要件等

##### (1) 本見積の参加資格要件

地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設（ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設）のうち、平成28年4月～令和8年3月（見積参加資格申請書類の提出時点において、令和8年3月末までに稼働する見込みの施設を含むものとする。）に稼働を開始した一般廃棄物処理施設において、以下の3つの要件をすべて満たす設計・建設工事の実績を元請として有すること。

- ① 処理能力：200t/日以上
- ② 事業方式：D B O方式またはP F I方式
- ③ 処理方式：焼却方式ストーカ式

#### 3 見積提案書等の提出に関する手続

##### (1) 提出要項の公表・配布開始

提出要項を以下のとおり公表・配布する。

ア 配布資料

提出要項

イ 配布日

令和8年2月4日（水）

ウ 配布方法

組合ホームページよりダウンロード（「(8) 提出・問合せ先」参照。）

##### (2) 見積参加資格申請書類の提出

本見積への参加について、見積参加資格申請書類を提出すること。

ア 提出期限

令和8年2月10日（火）17時まで

イ 提出方法

郵送（提出期限必着）又は持参によるものとし、その他の方法は認めない。なお、いずれの提出方法においても必ず電子メールでの提出も行うこと。

ウ 提出場所

「(8) 提出・問合せ先」参照。

エ 提出書類

「第4章 提出資料」I の「様式第 1-1 号」「様式第 1-2 号」「様式第 1-3 号」を参照すること。用紙のサイズは特に指定がある場合を除き、日本産業規格「A4 版」縦置き横書き左綴じとし、提出資料一式をファイルに綴じて提出すること。

オ 提出部数

郵送（提出期限必着）又は持参で正本 1 部を提出し、電子メールで提出書類の電子データを提出すること。

(3) 見積参加資格確認結果の通知

組合は、見積参加希望者より提出された見積参加資格申請書類について、本見積への参加資格要件を満たしているかどうかの確認を行う。

ア 通知日

令和 8 年 2 月 16 日（月）に各見積参加希望者に見積参加資格確認結果通知書の電子データを電子メールにて通知するとともに、同日、見積参加資格確認結果通知書（書面）を郵送する

イ 見積参加資格がないと認められたものに対する理由の説明

見積参加資格がないと認められた者は、組合に対しその理由について、以下のとおり、書面（様式自由。）により説明を求めることができる。

組合は、説明を求められたときは、説明を求めた見積参加希望者に対して、令和 8 年 3 月 3 日（火）までに書面により回答する。

(ア) 提出期限

令和 8 年 2 月 24 日（火）17 時まで

(イ) 提出方法

郵送又は持参によるものとし、ファックス、電子メール等によるものは受け付けない。

(ウ) 提出場所

「(8) 提出・問合せ先」参照。

(4) 見積要求水準書等の配付

見積参加者に対して、見積要求水準書等を以下のとおり配付する。

ア 配付資料

見積要求水準書、見積要求水準書添付資料、様式集

イ 配付日

令和 8 年 2 月 16 日（月）

ウ 配付方法：電子メールによる。

「富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備発注支援業務」を委託している株式会社エイト日本技術開発より電子メールにて配付する。

(5) 提出要項等の内容に関する質問の受付及び回答

ア 提出要項等に関する質問の受付

見積参加者より提出要項等の内容に関する質問を以下のとおり受け付ける。

(ア) 受付期限

令和8年2月27日（金）17時まで

(イ) 質問の方法

「第4章 提出資料」Ⅱの「様式第2号」に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。電子メール以外（電話、ファックス、口頭等）による質問は受け付けない。なお、電子メールにより提出した際は、必ず着信を確認すること。提出にあたって使用するソフトは、「Microsoft Excel」（Windows版、xlsx形式）とする。

(ウ) 提出先

「(8) 提出・問合せ先」参照。

(エ) その他

本質問回答以降に新たな疑義等が生じた場合においても、質問は隨時受け付けるものとする。なお、当該質問に対する回答は、全ての見積参加者に対して電子メールにて通知する。

イ 提出要項等に関する質問に対する回答の通知

提出要項等に関する質問に対する回答書を各見積参加者に電子メールにて通知する。なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しない。

(ア) 通知日

令和8年3月11日（水）

(イ) 通知方法

全ての見積参加者からの質問に対する回答を、電子メールにて各見積参加者に通知する。

(6) 見積提案書の提出

見積参加者は、提出要項等の記載に従い、見積提案書を提出すること。

ア 提出期限

令和8年4月20日（月）15時【必着】とする。

イ 提出方法

郵送又は持参によるものとし、ファックス、電子メール等によるものは受け付けない。

ウ 提出場所

「(8) 提出・問合せ先」参照。

エ 提出書類

提出書類は、「第4章 提出資料」のとおりとし、正本1部を提出すること。また、「第4章 提出資料」Ⅲに示す書類のすべてを電子データとしてCD-R（書き込み不可）に納め、3枚提出すること。

見積提案書は、様式集等を使用し、用紙のサイズは、特に指定がある場合を除き、日本産業規格「A4版」縦置き横書き左綴じ（A3版となる場合は、折込とする。）とし、提出書類一式をファイルで綴じるものとする（見易さ等を考慮し、適宜分冊とすることは可とする）。また、提案書の本文の文字サイズは10.5ポイント以上を用いることとする。ただし、図表に用いる文字はその限りではない。提出にあたって使用するソフトは、「Microsoft Word」（Windows版、docx形式）、「Microsoft Excel」（Windows版、xlsx形式）とする（図面及びフロー等は、PDFによる提出も可とする）。

#### 才 現地の見学について

見積提案書の作成に際し、事業予定地等を視察したい場合は、適宜組合に相談すること。

#### (7) 見積提案書に係るヒアリングの実施

見積参加者が提出した見積提案書について、ヒアリングを実施する予定である。ヒアリングの実施に際しての詳細は別途各見積参加者に通知する。

|      |                                |
|------|--------------------------------|
| 目的   | ：見積提案書の内容等についての確認等             |
| 実施時期 | ：令和8年5月以降（予定）                  |
| 実施時間 | ：1者90分（プレゼンテーション：20分、質疑応答：70分） |
| 実施場所 | ：組合会議室等                        |

#### (8) 提出・問合せ先

富士・東部広域環境事務組合

所在地 : 〒403-0002 山梨県富士吉田市小明見3丁目11-32

TEL : 0555-28-5145

電子メール : fujitoubu@ftkkk.jp

### 4 見積提案書提出に関する留意事項

#### (1) 費用負担

見積提案書等の作成に係る費用は、すべて見積参加者の負担とする。

#### (2) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

見積提案書等に使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号。その後の改正を含む。）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

#### (3) 著作権

見積参加者から提出要項等に基づき提出される書類の著作権は、見積参加者に帰属するが、法令等に基づき、見積参加者の許諾を得た上で公表する場合がある。この場合、提出要項等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できる。

#### (4) 見積提案書等の取扱い

提出された見積提案書等については、組合の承諾無く、差し替え、書換え又は撤回をすることができない。また、理由の如何にかかわらず、返却しない。

#### (5) 組合が提示する資料の取扱い

組合が提示する資料は、本事業に係る検討以外の目的で使用並びに第三者に開示してはならない。

#### (6) 入札時における入札参加資格要件について

組合では、本見積への参加を本事業の入札に参加する要件（エネルギー回収型廃棄物処理施設のプラント設備の設計・建設を行う企業の要件）とする。従って、「第4章 提出資料」Ⅲに示す書類の全てを提出すること。

(7) 提出書類について

見積参加者は、提案書の提出において、「第4章 提出資料」に示す資料を提出すること。「様式第4-1号」「様式第5-1号」「様式第5-2号」については、「公設公営方式」及び「D B O方式」の2事業方式に係る資料を提出すること。その際、公設公営方式については、施設整備費は、見積要求水準書及び見積要求水準書添付資料の条件を遵守する条件で積算し、運営・維持管理費は、単年度運転委託、単年度毎の点検・補修工事となることを踏まえ、回答すること。D B O方式については、建設費及び運営・維持管理費は、見積要求水準書及び見積要求水準書添付資料を原則として遵守する条件で積算すること。

(8) 単価設定について

公設公営方式の見積に際しては、「【別紙3】単価表」を参考にすることとし、D B O方式の見積に際しては、独自の単価設定とする。

なお、電力費は、本調査では運営期間を通じて、買電、売電ともに東京電力エナジーパートナー株式会社と契約するものとする。電力費の算出においては、事業方式の違いに関わらず単価表を用いること。

## 第4章 提出資料

見積参加者は、次の図書等を提出すること。なお、様式が指定されている場合は、これに従うものとし、特に規定がない場合は、任意様式とする。

### I. 見積参加資格申請書類

- (1) 参加表明書 (様式第 1-1 号)
- (2) 見積参加資格確認申請書 (様式第 1-2 号)
- (3) 建設・運営実績 (様式第 1-3 号)

### II. 提出要項等の内容に関する質問に関する書類

- (1) 提出要項等に関する質問書 (様式第 2 号)

### III. 見積提案書に関する書類

- (1) 提案書提出書 (様式第 3 号)

- (2) 設計・建設業務関連

- ① 施設整備費交付対象内外内訳表
    - ア) エネルギー回収型廃棄物処理施設 (様式第 4-1 号)
    - イ) マテリアルリサイクル推進施設 (様式第 4-1 号)
  - ② エネルギー回収型廃棄物処理施設
    - ア) 設計基本数値（計算書及び図面）
      - 下記 a)～c) の項目に関しては、低質ごみ、基準ごみ及び高質ごみに対してそれぞれ明記すること。
        - a) 物質収支
        - b) 熱収支（蒸気系統収支、エネルギー収支：熱精算図）
        - c) 用役収支
          - ・電 力：設備動力（プラント、建築設備、照明設備等）、使用電力、契約電力、発電電力等の各項目を明らかにすること。
          - ・給排水：プラント用、生活用について日使用量・日排水量を明らかにすること。
          - ・燃 料：プラント用、生活用について日使用量を明らかにすること。
          - ・薬 品：プラントで使用する薬品の日使用量を明らかにすること。
          - ・油脂類：プラントで使用する油脂類の年間使用量を明らかにすること。

- イ) 設計数値表 (様式第 4-2 号)

- ③ マテリアルリサイクル推進施設

- ア) 設計基本数値（計算書及び図面）

- a) 物質収支
    - b) 用役収支

- ・電 力：設備動力（プラント、建築設備、照明設備等）、使用電力、契約電力等の各項目を明らかにすること。
      - ・給排水：プラント用、生活用について日使用量を明らかにすること。
      - ・油脂類：プラントで使用する油脂類の日使用量を明らかにすること。

- イ) 設計数値表 (様式第 4-2 号)

- ④ 図面（エネルギー回収型廃棄物処理施設、マテリアルリサイクル推進施設、管理棟）【A3 版】

- ア) 全体配置図及び動線計画図

- イ) 各階機器配置図

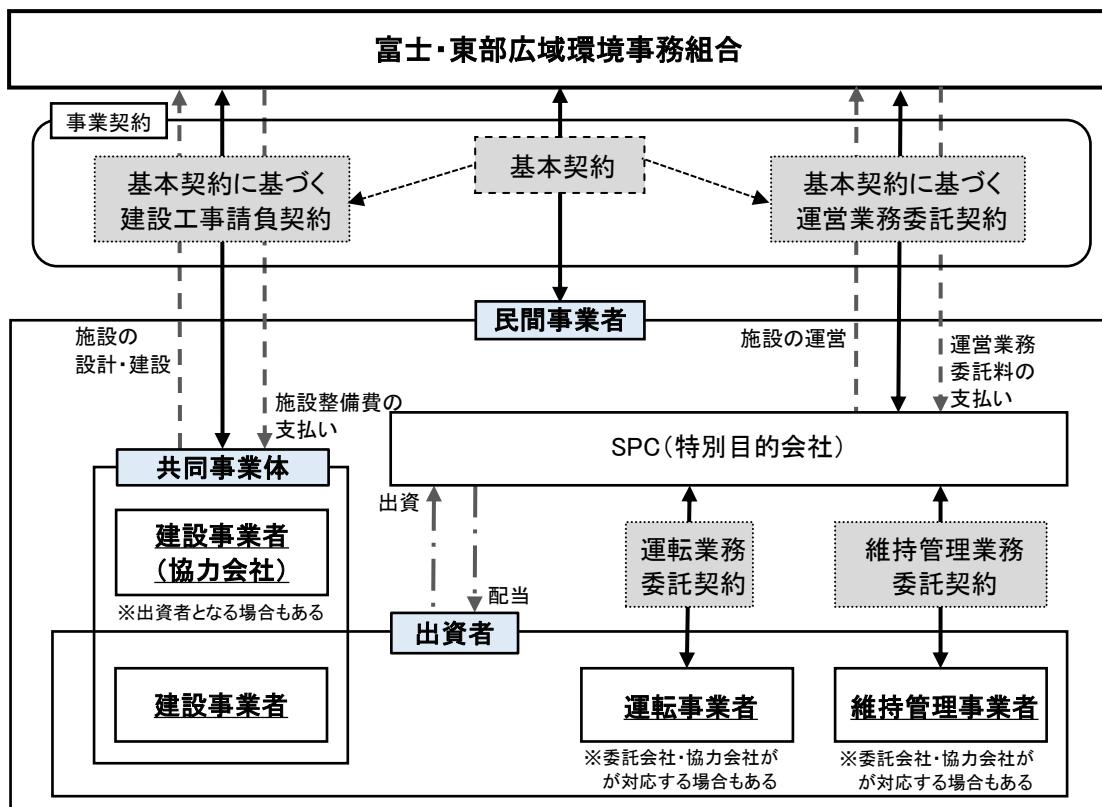
- ウ) フローシート

- a) エネルギー回収型廃棄物処理施設
    - ・対象廃棄物及びその生成物、副産物
    - ・上水、雨水、再利用水、冷却水
    - ・排水（ごみピット排水、プラント排水、生活排水等）
    - ・ボイラ給水、蒸気、復水、純水
    - ・余熱利用
    - ・燃料
    - ・油圧及び圧縮空気
    - ・脱臭、消臭
  - b) マテリアルリサイクル推進施設
    - ・対象廃棄物
    - ・集じん
    - ・給排水
- イ) 電気設備主回路単線系統図
- オ) 建築図（各階平面図【各階機器配置図と兼ねることを可とする】、立面図）  
カ) 建築面積表  
（様式第4-3号）
- ⑤ 工事工程表【A3版】
- (3) 運営関連業務
- ① 運営費  
（様式第5-1号）
  - ② 運営人員体制  
（様式第5-2号）
  - ③ 資本金に対する考え方  
（様式第5-3号）
- (4) 本事業への意見・要望事項  
（様式第6号）
- (5) 本提案における配慮事項  
（様式第7号）

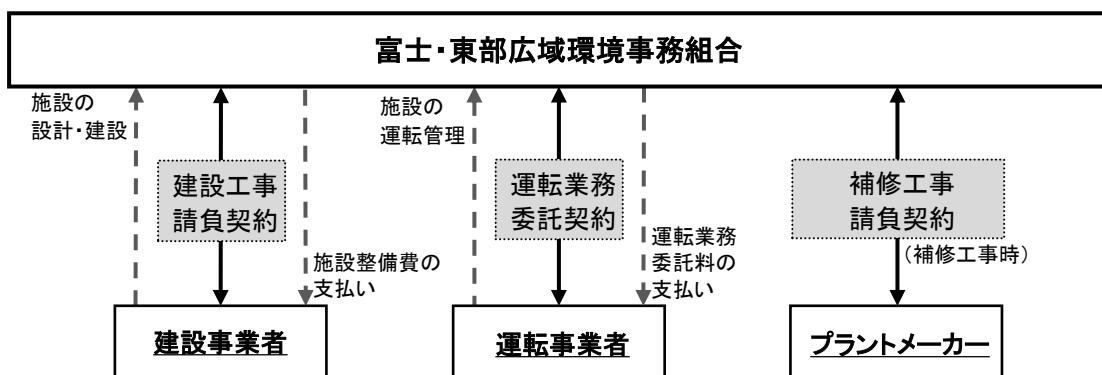
## 【別紙1】本事業における事業スキーム例

本事業の事業方式ごとの事業スキーム例は、以下のとおりである。なお、以下に示す事業スキームは組合の想定する一例を示すものである。

DBO方式の事業スキーム例



公設公営方式の事業スキーム例



## 【別紙2】官民のリスク分担（案）

### 官民のリスク分担（案）（1）

| 段階   | リスクの種類             | リスクの内容   | DBO方式 |     |
|------|--------------------|--|-------|-----|
|      |                    |  | 組合    | 事業者 |
| 共通   | 計画変更               | 事業計画の変更及び入札説明書等の誤りに関するもの                                     | ○     |     |
|      | 資金調達               | 事業の実施に必要な資金調達に関するもの  | ○     |     |
|      |                    | 交付金の見込み違いによるもの   | ○     |     |
|      |                    | 民間事業者の事由により予定していた交付金額が交付されないものの、又は交付金の交付が遅延し、事業の解除・遅延が発生するもの |       | ○   |
|      |                    | その他の事由により予定していた交付金額が交付されないものの、又は交付金の交付が遅延し、事業の解除・遅延が発生するリスク  | ○     |     |
|      | 契約締結               | 組合の事由により、民間事業者と契約が結べない、又は契約手続きに時間を要する場合                      | ○     |     |
|      |                    | 民間事業者の事由により、組合と契約が結べない、又は契約手続きに時間を要する場合                      |       | ○   |
|      | 政策変更               | 組合に関わる政策の変更（事業に直接的影響を及ぼすもの。）                                 | ○     |     |
|      | 法令等変更<br>(税制変更を含む) | 事業に直接影響を及ぼす法令等の新設・変更   | ○     |     |
|      |                    | 上記以外の法令等の新設・変更   |       | ○   |
|      | 許認可取得              | 組合が取得すべき許認可の遅延に関するもの   | ○     |     |
|      |                    | 民間事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの                                      |       | ○   |
|      | 第三者賠償              | 施設の調査・工事・運営による騒音・振動・地盤沈下等による場合                               |       | ○   |
|      |                    | 民間事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合                           |       | ○   |
|      | 住民対応               | 事業内容等、事業そのものに関する住民反対運動、訴訟                                    | ○     |     |
|      |                    | 民間事業者が行う調査・設計・工事・維持管理・運営に関する住民反対運動、訴訟                        |       | ○   |
|      | 周辺環境の保全            | 民間事業者の業務に起因する環境の破壊   |       | ○   |
|      | 債務不履行              | 組合による債務不履行   | ○     |     |
|      |                    | 民間事業者による債務不履行  |       | ○   |
|      | 事業破綻               | 民間事業者の財務に関するもの   |       | ○   |
|      | 土地の瑕疵              | 土壤・地下水汚染等、土地の瑕疵に関するもの  | ○     |     |
|      | 物価変動               | 開業前の物価変動   |       | ○   |
|      |                    | 開業後の物価変動   | ○     | △   |
|      | 金利変動               | 金利変動   |       | ○   |
|      | 技術革新による陳腐化         | 提案システムが供用開始までに技術的に陳腐化した場合                                    |       | ○   |
|      |                    | 提案システムが供用中に技術的に陳腐化した場合                                       | ○     | △   |
|      | 不可抗力               | 天災・暴動等自然的又は人為的な事象のうち、通常の予見可能な範囲を超えるもの                        | ○     | △   |
| 計画設計 | 測量・調査              | 組合が実施した測量・調査に関するもの   | ○     |     |
|      |                    | 民間事業者が実施した測量・調査に関するもの  |       | ○   |
|      | 設計変更               | 組合の指示の不備、変更によるもの   | ○     |     |
|      |                    | 民間事業者の判断の不備によるもの   |       | ○   |
|      | 応募                 | 提案書作成の費用負担   |       | ○   |
|      | 用地確保               | 当該事業用地の確保に関するもの  | ○     |     |

【凡例】主分担(○)、副分担(一定程度までは分担する)(△)

官民のリスク分担（案）(2)

| 段階  | リスクの種類               | リスクの内容  | DBO方式 |     |
|-----|----------------------|---|-------|-----|
|     |                      |   | 組合    | 事業者 |
| 建設  | 土壤汚染                 | 組合があらかじめ提示した事業用地の情報・資料等から合理的に想定できない土壌および地中埋設物に関するもの     | ○     |     |
|     |                      | 上記以外のもの   |       | ○   |
|     | 完工                   | 組合に起因する工事遅延によるもの  | ○     |     |
|     |                      | 民間事業者に起因する工事遅延によるもの                                     |       | ○   |
|     | 建設費超過                | 組合の指示による工事費の増大  | ○     |     |
|     |                      | 上記以外(ただし、不可抗力による場合は除く。)の工事費の増大                          |       | ○   |
|     | 施工監理<br>(工事による一般的損害) | 施工監理に関するもの、工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害                      |       | ○   |
| 運営  | 要求水準の未達              | 要求水準の未達(施工不良を含む。)                                       |       | ○   |
|     | 施設損傷                 | 工事目的物や材料他、関連工事に関して生じた損害                                 |       | ○   |
|     | 所有権移転                | 所有権移転に関するもの   | —     | —   |
|     | 支払い遅延・不能             | 組合の支払い遅延・不能に関するもの                                       | ○     |     |
|     | ごみ量変動                | 計画した廃棄物量が確保できない   | ○     | △   |
|     | ごみ質変動                | 計画した廃棄物質が確保できない   | ○     | △   |
|     | 搬入管理                 | ごみの搬入管理において、民間事業者が善良な管理者としての注意義務を怠ったことによる損害の場合          |       | ○   |
| 終了時 | 運営費上昇                | 上記以外  | ○     |     |
|     |                      | 組合の指示等による運営・維持管理費の増大                                    | ○     |     |
|     | 施設損傷                 | 上記以外(ただし、不可抗力による場合は除く。)の要因による運営・維持管理費の増大(物価変動によるものは除く。) |       | ○   |
|     |                      | 組合及び第三者に起因する事故及び火災等災害による施設の損傷(民間事業者の管理不備の場合を除く。)        | ○     |     |
|     | 要求水準の未達              | 民間事業者に起因する事故及び火災等災害等による施設の損傷                            |       | ○   |
|     |                      | 要求水準の未達(施工不良を含む。)                                       |       | ○   |
|     | 発電収入の変動              | 電力会社の売電単価変更による発電収入の変動                                   | ○     |     |
|     |                      | 事業者の事由による売電収入の変動  |       | ○   |
|     | 金属類等売却益の変動           | 金属類等の資源化にかかる費用の変動                                       | ○     |     |
| 終了時 | 施設の健全性               | 事業期間満了時における要求水準の保持                                      |       | ○   |
|     | 終了手続き                | 終了手続きに伴う諸費用の発生に関するもの、事業会社の清算手続きに伴う評価損益等                 |       | ○   |

【凡例】主分担(○)、副分担(一定程度までは分担する)(△)

### 【別紙3】単価表

独自の購入ルートの有無に関わらず、公設公営方式の場合は下記の単価を用いること。

下記の項目以外の薬品・資材等を用いる場合は、その項目と単価を追記した単価表を任意様式で提出すること。ただし、薬品の濃度が異なる場合は、下記の濃度に換算して下記の単価を用いること。

単価表

| 項目        |           | 単価                     | 項目        | 単価                       |
|-----------|-----------|------------------------|-----------|--------------------------|
| 一般        | 年間物価上昇率   | 0 %                    | 純水設備用薬品   | 塩酸(35%) 27.0 円/kg        |
|           | 年間人件費上昇率  | 0 %                    |           | 苛性ソーダ(固形97%換算) 95.0 円/kg |
| 電気        | 電気料金      | 東京電力                   | 陽イオン交換樹脂  | 1,900.0 円/L              |
|           |           |                        |           | 陰イオン交換樹脂 3,200.0 円/L     |
| 上水        | 上水        | 井水                     | 亜硫酸ソーダ    | 600.0 円/kg               |
|           |           |                        |           |                          |
| 補助燃料等     | 灯油(ローリー)  | 96.5 円/L               | 機器冷却用薬剤   | 1,800.0 円/kg             |
|           | A重油(ローリー) | 95.0 円/L               |           | 塩酸(35%) 27.0 円/kg        |
|           | 酸素(ボンベ)   | 545.0 円/m <sup>3</sup> |           | キレート剤 2,500.0 円/kg       |
|           | 軽油        | 115.5 円/L              |           | 硫酸バンド(8%) 35.0 円/kg      |
|           | LPG       | 210.0 円/kg             |           | 苛性ソーダ(固形97%換算) 95.0 円/kg |
| 装排水用ス薬理品  | 活性炭(粉末)   | 540.0 円/kg             | 固体塩素(70%) | 1,200.0 円/kg             |
|           | 尿素水(40%)  | 240.0 円/kg             |           | 塩化第二鉄(38%) 46.0 円/kg     |
|           | アンモニア水    | 75.0 円/kg              |           | PAC(無機系凝集剤) 67.0 円/kg    |
|           | 高反応消石灰    | 70.0 円/kg              |           | 高分子凝集剤 1,200.0 円/kg      |
| 処理灰       | 重金属安定化剤   | 670.0 円/kg             | 次亜塩素酸ソーダ  | 39.0 円/kg                |
|           |           |                        |           |                          |
| ボイドイ薬ラ品設備 | 清缶剤       | 950.0 円/kg             | 油脂類       | 油圧作動油 380.0 円/L          |
|           | 脱酸剤       | 1,595.0 円/kg           |           | 潤滑油 310.0 円/L            |
|           | 保缶剤       | 960.0 円/kg             |           | グリース 665.0 円/kg          |
|           | 復水処理剤     | 1,198.0 円/kg           | その他       | 窒素ガス 560.0 円/kg          |
|           |           |                        |           | 防臭剤 1,300.0 円/L          |
|           |           |                        |           | 防虫剤 13,000.0 円/L         |